

社会福祉法人宇佐市社会福祉協議会役員・評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇佐市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものである。

(役 員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本会定款第10条及び第25条第1項の定めにより役員等に報酬は支払わないものとする。

2 会長の報酬については、本会会長の報酬規程に基づき支払うものとする。ただし、賞与及び退職慰労金は支払わないものとする。

3 役員等が理事会、評議員会その他の会議への出席、監事監査への出席等の場合には、本会役員等に対する費用弁償規程に基づき支払うものとする。

(公 表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年1月30日から施行する。